

一人でも雇ったら、必ず入るもの。それは「労働保険」です。

10月 は「労働保険適用促進月間」です

労働保険とは！

- ・ 雇用保険と労災保険の総称です。
- ・ 政府が保険者となり事業主を加入者、労働者を被保険者とするものです。
労働者を一人でも雇用する事業主は、必ず労働保険に加入することが法律上義務づけられています。

雇用保険

労働者が失業した場合に、再就職を促進するために必要な給付、及び高年齢者等の雇用の継続を図るための給付を行います。

また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業もおこなっています。

★ 雇用保険に関するお問い合わせは…

ハローワーク池袋(公共職業安定所) 雇用保険適用課 適用係

豊島区東池袋3-5-13

Tel: (03)3988-6662(ダイヤルイン)、3987-8609(代)、Fax(03)3981-4198(2階)

<http://www.tokyo-hellowork.jp/>



労災保険

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷あるいは死亡した場合に、本人や遺族を保護するために必要な給付を行います。

このほか、社会復帰の援助など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

★ 労災保険に関するお問い合わせは…

池袋労働基準監督署 労災課

豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎

Tel: (03)3971-1259(ダイヤルイン)

加入手続きを怠っていた場合は・・・

労働保険は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、原則として労働者を1人でも雇っていれば、法人・個人にかかわらず事業主は、必ず労働保険の加入手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に、労働災害が生じ労災給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか、労災給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

◆ 当会は、『労働保険事務組合』です ◆

厚生労働大臣の認可を受けた中小企業主等の団体で事業主から委託を受けて、労働保険事務手続きの一切を代行しています。

委託すると、事業主や家族従業員も労災保険に加入でき、金額にかかわらず労働保険料を3期に分けて納付できる等の利点があります。

◆ 年間の事務手数料

当会に事務委託をされた場合は、会費の他に年間の事務手数料がかかります。手数料の基準は事務処理規約により下記のとおりとなります。

雇用保険加入被保険者	年間事務手数料
0人～4人	申告会年間会費相当額の半年分 (7,800円)
5人～21人	4人より1人増える毎に申告会月額会費相当額を加算(9,100円～29,900円)
22人以上	青色申告会年間会費相当額の二年分 (31,200円)

(注) ・特別加入者人数は対象とならない

・労災保険のみの加入は最低ランク

・二ヶ所以上の適用事業所があっても上記基準による

・事業年度開始日(4月1日)現在の人数による

・当会の会員でない方、法人の方もご加入できます。

但し、会員になっていただきますので事務手数料の他会費として年間14,600円がかかります。

～事務委託のお申し込みお問い合わせ～

練馬西青色申告会 担当 高橋・武藤・高倉

TEL 03-5387-6211